

県南広域振興局長告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成26年4月1日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1(1) 路線名 永沢水沢線

(2) 供用開始の区間

ア 奥州市水沢区佐倉河字権現堂307番2地先から字道田51番1地先まで

イ 奥州市水沢区佐倉河字道田49番1地先から字千刈田180番3地先まで

ウ 奥州市水沢区佐倉河字千刈田160番1地先から149番地先まで

エ 奥州市水沢区佐倉河字千刈田145番3地先から140番1地先まで

(3) 供用開始の期日 平成26年4月1日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成26年4月1日から同年5月1日まで

2(1) 路線名 北上水沢線

(2) 供用開始の区間 胆沢郡金ヶ崎町六原北長根48番地先から六原上二の町40番地先まで

(3) 供用開始の期日 平成26年4月1日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成26年4月1日から同年5月1日まで